

## 津山圏域資源循環施設組合ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

### (目的)

第1条 ソーシャルメディアは職員が容易に情報を発信できる一方、不正確な情報が拡散したり、意図せずして予想外の影響を及ぼすこともあり、利用にあたってはその特性及びリスクを理解する必要がある。このため、津山圏域資源循環施設組合の職員が、職務で利用するソーシャルメディアの活用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (ソーシャルメディアの定義)

第2条 このガイドラインにおいてソーシャルメディアとは、ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画共有サービス（ユーチューブ）など、インターネットを利用して利用者が情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりすることで、インターネット上のコミュニケーションを可能とする情報伝達媒体をいう。

### (ソーシャルメディア利用の基本原則)

第3条 ソーシャルメディアを利用するにあたり、職員は、次の各号の基本原則を遵守すること。

- (1) 津山圏域資源循環施設組合職員として自覚と責任を持った発言を行うこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令、当ガイドライン、他に定める運用方針等を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などを侵害しないように十分留意すること。
- (4) 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確性を確保すること。
- (5) 正確で誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。
- (6) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (7) 自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応するよう努めること。

### (ソーシャルメディアを利用する場合の禁止事項)

第4条 ソーシャルメディアを利用して情報発信をする場合の禁止事項は、次のとおりとする。

- (1) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報を発信すること。
- (2) 人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。
- (3) 職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く。）。
- (4) 違法行為または違法行為をおおる情報を発信すること。
- (5) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- (6) 津山圏域資源循環施設組合及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。

- (7) わいせつな内容や公序良俗に反する情報を発信すること。
- (8) 信頼性が確保できない情報（単なる噂や噂を助長させる情報）を発信すること。
- (9) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること（津山圏域資源循環施設組合が積極的に意見等を求める場合を除く。）。
- (10) 職員の身分以外の者に情報発信させること。

（なりすまし等の防止対策）

第5条 ソーシャルメディアを使用する際には、なりすまし等の防止対策として、津山圏域資源循環施設組合ホームページにおいて、利用するソーシャルメディアのサービス名及びそのサービスにおけるアカウント名、若しくは当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設けなければならない。また、運用しているソーシャルメディアのアカウント設定の自由記述欄に当該アカウントの運用を行っている旨の表示をしている津山圏域資源循環施設組合ホームページのURLを掲載すること。

（トラブルへの対応）

第6条

- (1) 炎上状態となった場合は、職員個人の判断による反論及び抗弁は控え、必要に応じて、所属として冷静に説明し、削除及び訂正、謝罪等を行わなければならない。
- (2) なりすまし等を発見した場合は、当該ソーシャルメディアの管理者に削除の依頼を行い、津山圏域資源循環施設組合ホームページ上で周知し、注意喚起を行わなければならない。

（記事の引用及びリンクの際の留意点）

第7条 津山圏域資源循環施設組合が使用するソーシャルメディアのアカウントにおいて、第三者の投稿若しくは記事の引用又は第三者の管理若しくは運用するページへのリンクを掲載する際は、その内容の信頼性を考慮し、慎重に行うこと。

（その他）

第8条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項については、津山圏域資源循環施設組合が別に定める。